

C150 血糖自己測定器加算

(特掲診療料／在宅医療／在宅療養指導管理料加算)

C150 血糖自己測定器加算

1, 月20回以上測定する場合	400点	加算対象患者 イ) インスリン・ヒトソマトメジン製剤自己注射実施患者 (I型糖尿病患者以外) ロ) インスリン自己注射実施患者 (I型糖尿病患者) ハ) 小児低血糖症患者 ニ) 妊娠中の糖尿病患者
2, 月40回以上測定する場合	580点	
3, 月60回以上測定する場合	860点	
4, 月80回以上測定する場合	1140点	加算対象患者 イ) インスリン自己注射実施のI型糖尿病患者 ロ) 小児低血糖症患者 ハ) 妊娠中の糖尿病患者
5, 月100回以上測定する場合	1320点	
6, 月120回以上測定する場合	1500点	
<p>グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの自己注射を行っている者に対して血糖自己測定を実施した場合は、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて算定する。</p>		

注1 1から3までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

- イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者(1型糖尿病の患者を除く。)
- ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者(1型糖尿病の患者に限る。)
- ハ 12歳未満の小児低血糖症の患者
- ニ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)

注2 4から6までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

- イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている患者(1型糖尿病の患者に限る。)
- ロ 12歳未満の小児低血糖症の患者
- ハ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)

※1 別に厚生労働大臣が定める者

特掲診療料の施設基準等(平成26年3月5日厚生労働省告示第59号)

第四 在宅医療

六の二 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料および血糖自己測定器加算に規定する 厚生労働大臣が定める者

- ・妊娠糖尿病の患者であって周産期における合併症の危険性が高い者(血糖の自己測定を必要とするものに限る。)

C150 血糖自己測定器加算 留意事項

(特掲診療料／在宅医療／在宅療養指導管理料加算)

【留意事項 血糖自己測定器加算について】

- (1) 血糖自己測定器加算は、インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の在宅自己注射を毎日行っている患者のうち血糖値の変動が大きい者又は12歳未満の小児低血糖症患者に対して、医師が、血糖のコントロールを目的として当該患者に血糖試験紙（テスト・テープ）又は固定化酵素電極（バイオセンサー）を給付し、在宅で血糖の自己測定をさせ、その記録に基づき指導を行った場合に、区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料、区分番号「C101-2」在宅小児低血糖症患者指導管理料又は区分番号「C101-3」在宅妊娠糖尿病患者指導管理料に加算するものである。なお、血糖試験紙、固定化酵素電極、穿刺器、穿刺針及び測定機器を患者に給付又は貸与した場合における費用その他血糖自己測定に係る全ての費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 入院中の患者に対して、退院時に区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料、区分番号「C101-2」在宅小児低血糖症患者指導管理料又は区分番号「C101-3」在宅妊娠糖尿病患者指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合は、退院の日1回に限り、在宅自己注射指導管理料、在宅小児低血糖症患者指導管理料又は在宅妊娠糖尿病患者指導管理料の所定点数及び血糖自己測定器加算の点数を算定できる。この場合において、当該保険医療機関において当該退院月に外来、往診又は訪問診療において在宅自己注射指導管理料、在宅小児低血糖症患者指導管理料又は在宅妊娠糖尿病患者指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合であっても、指導管理の所定点数及び血糖自己測定器加算は算定できない。
- (3) 当該加算は、1月に2回又は3回算定することもできるが、このような算定ができる患者は、区分番号「C101」に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している患者のうちインスリン製剤を2月分又は3月分以上処方している患者又は区分番号「C101-2」に掲げる在宅小児低血糖症患者指導管理料を算定している患者に限るものである。
- (4) グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストの自己注射を承認された用法及び用量に従い1週間に1回以上行っている者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うために血糖自己測定器を使用した場合には、インスリン製剤の自己注射を行っている者に準じて、所定点数を算定する。

＜参考＞ C101 在宅自己注射指導管理料
C101-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料

C101 在宅自己注射指導管理料

1, 複雑な場合	1230点	<ul style="list-style-type: none"> 導入初期加算 500点 初回導入月より3か月以内に月1回を限度 処方内容変更の場合は1回を限度 1の複雑な場合とは、間歇注入シリンジポンプを用いて在宅自己注射を行っている患者をいう。 <p>(詳細は下記を参照)</p>
2, 1以外の場合		
イ 月27回以下の場合	650点	
ニ 月28回以上の場合	750点	

- 注1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に第2章第6部の通則6に規定する外来化学療法加算を算定している患者については、当該管理料を算定できない。
- 2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、580点を所定点数に加算する。
- 3 処方の内容に変更があった場合には、注2の規定にかかわらず、当該指導を行った日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り導入初期加算を算定できる。

C101-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料

在宅小児低血糖症患者指導管理料	820点
-----------------	------

- 注 12歳未満の小児低血糖症であって入院中の患者以外の患者に対して、重篤な低血糖の予防のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

【留意事項】

在宅小児低血糖症患者指導管理料は、12歳未満の小児低血糖症の患者であって、薬物療法、経管栄養法若しくは手術療法を現に行っているもの又はそれらの終了後6月以内のものに対して、患者及びその家族等に対して適切な療養指導を行った場合に算定する。

＜参考＞ C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

150点

注 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者※1に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

【留意事項】

在宅妊娠糖尿病患者指導管理料は妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者であって、下記の者のうち、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖測定器を現に使用している者に対して、適切な療養指導を行った場合に算定する。

妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病患者のうち、以下のア又はイに該当する者

ア) 以下のいずれかを満たす糖尿病である場合（妊娠時に診断された明らかな糖尿病）

- ① 空腹時血糖値が126mg/dL以上
- ② HbA1cがJDS値で6.1%以上（NGSP値で6.5%以上）
- ③ 随時血糖値が200mg/dL以上
（注）ウの場合は、空腹時血糖値又はHbA1cで確認する。
- ④ 糖尿病網膜症が存在する場合

イ) ハイリスクな妊娠糖尿病である場合

- ① HbA1cがJDS値で6.1%未満（NGSP値で6.5%未満）で75gOGTT2時間値が200mg/dL以上
- ② 75gOGTTを行い、次に掲げる項目に2項目以上該当する場合又は非妊娠時のBMIが25以上であって、次に掲げる項目に1項目以上該当する場合
（イ）空腹時血糖値が92mg/dl以上
（ロ）1時間値が180mg/dl以上
（ハ）2時間値が153mg/dl以上

※1 別に厚生労働大臣が定める者

特掲診療料の施設基準等（平成26年3月5日厚生労働省告示第59号）

第四 在宅医療

六の二 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料および血糖自己測定器加算に規定する 厚生労働大臣が定める者

- ・妊娠糖尿病の患者であって周産期における合併症の危険性が高い者（血糖の自己測定を必要とするものに限る。）